

30日以内の短期間での派遣就業を希望されるスタッフの皆様へ

平成24年（2012年）の労働者派遣法改正により、労働契約期間が30日以内の短期間派遣（以下、「日雇派遣※1」という）が原則禁止となりました。但し、以下の要件に該当する場合に限り「日雇派遣の禁止の例外」として、30日以内の短期間であっても派遣就業が可能となっております。

日雇派遣の禁止の例外（1）

派遣労働者ご自身が次の要件の一つ以上に該当する場合。

要件,1： 60歳以上である場合。

要件,2： 学校教育法の学校（専修学校・各種学校を含む）の学生又は生徒。（※定時制課程の在学者等を除く）

要件,3： 本業の年間収入の額が500万円以上である場合。

要件,4： 主たる生計者でなく、世帯の年間収入の額が500万円以上である場合。

※ 労働者派遣法上の日雇派遣とは、日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者）についての労働者派遣のことをいいます。

日雇派遣の禁止の例外（1）に該当する方で、当社で日雇派遣での就業をご希望されるスタッフの方はご登録時に以下の確認書類をご提示いただいております。

ご提示を頂く確認書類

下記の表より、いずれか1点をご用意下さい。（コピー可）

尚、当社では **確認書類のコピーは頂かず、ご提示のみお願いしております。**（下記種類の記録のみさせていただきます。）

要件番号	種類	備考
要件,1	運転免許証	各都道府県の公安委員会発行で、現住所が記載されているもの
	健康保険証	現住所が記載されているもの
	パスポート	日本国発行のもので、有効期限内のもの
	住基カード	有効期限内のもの
	住民票	ご提示頂く日から、発行日が3ヶ月以内のもの
要件,2	学生証	学校名記載の有効期限内のもの
	通学証明書	学校名、氏名、住所、学籍番号が記載されているもので発行日から1年が経過していないもの
要件,3・4	源泉徴収票	ご提示頂く年の前年度分のもの
	所得証明書	ご提示頂く年の前年度分のもの

注意：要件,4にて、主たる生計者と別居をしている場合は、生計が同一であるという条件が必要になります。

仕送りを行っている等の付帯条件を証明する書類が必要となります。

（ 通帳のコピー又は同一世帯の住民票 ）

確認書類をご用意出来ない場合

やむを得ない事情により、ご登録日までに、ご提示いただく確認書類をご用意出来ない場合は、「日雇派遣の例外に関する確認・誓約書」に自筆で、署名・捺印をしていただきます。尚、ご用意が出来ない場合はその理由をお伺いさせていただき、後日ご提示をしていただきます。

日雇派遣の禁止の例外（２）

派遣の業務が法の規定により例外認定された次のいずれかの場合。

- ・ソフトウェア開発
- ・調査
- ・研究開発
- ・機械設計
- ・財務
- ・事業の実施体制の企画、立案
- ・事務用機器操作
- ・取引文書作成
- ・書類等の製作、編集
- ・通訳、翻訳又は速記の業務
- ・デモンストレーション
- ・広告デザイン
- ・秘書、添乗
- ・OAインストラクション
- ・ファイリング
- ・受付、案内
（駐車場管理等を除く）
- ・セールスエンジニアの営業
- ・金融商品の営業

日雇派遣の禁止の例外（２）に記載されている業務は、法の規定により日雇派遣の禁止の例外となりますので、記載されている業務で、日雇派遣をご希望される場合は、日雇派遣の禁止例外（１）の要件に当てはまらない方でもご就業が可能です。

法改正についての詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

URL： http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/kaisei/

< 本件のお問い合わせは下記 >

株式会社エボルバビジネスサポート
MS本部 人事総務部
人事総務グループ
TEL：03-6327-1212
Mail：kanri@evolva-bs.co.jp

2015.04